

第二十四回国 参議院文教委員会會議録第三十号

昭和三十一年五月十九日(土曜日)午前
十時二十一分開会

委員の異動

五月十九日委員村尾重雄君辞任につき、その補欠として成瀬幡治君を議長において指名した。

出席者は左の通り。

委員長 加賀山之雄君

理事 有馬 英二君
吉田 萬次君
湯山 勇君

委員

雨森 常夫君
川口爲之助君
劍木 亨弘君
白井 勇君
田中 啓一君
中川 幸平君
三浦 義男君
三木與吉郎君
秋山 長造君
安部キミ子君
荒木正三郎君
成瀬 幡治君
矢嶋 三義君
高橋 道男君
竹下 豊次君

國務大臣

文部大臣 清瀬 一郎君
内閣官房副長官 田中 榮一君
文部省初等中等教育局長 緒方 信一君

事務局側

常任委員 工業 英司君
会専門員

説明員

文部省社会教育 蒲生 芳郎君
局社会教育課長

本日の會議に付した案件

○本委員会の運営に関する件
○地方教育行政の組織及び運営に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○地方教育行政の組織及び運営に関する法律の施行に伴う関係法律の整理に關する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(加賀山之雄君) これより文教委員会を開会いたします。

先刻の理事会の経過について御報告いたします。

昨日の委員会でも御報告いたしました通り、今後の審議の進め方については、三つの意見が出ておりますが、いまだ意見の一致を見るに至っておりません。明日委員会開会につきましても、野党からは、まだ質疑もかなり残っているという御意見があり、与党よりは、強い開会の要望がありましたので、委員長からもぜひ御勉強願うよう要望申し上げたのであります。時間が参りましたので、委員会を開会いたすことにいたしました次第でございます。本日村尾重雄君が辞任せられ、その補欠として成瀬幡治君が選任されました。

○委員長(加賀山之雄君) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律案及び同法律施行に伴う関係法律の整理に關する法律案を議題といたします。質疑のある方は順次御発言を願います。

○荒木正三郎君 質疑に入る前に、若干委員長にお尋ねをしたいと思います。若干理事會は今後の審議日程に關しての問題について三つの意見があつて、なお、意見の一致を見るに至らない、こういうお話しでございました。私はこれははなはだ遺憾なことであるといふふうに考へておるわけなんです。当文部委員会としては、当初から委員長もしばしばおっしゃつておる通りに、円満に議事の進行をはかりたい、こういうお話しでございましたし、そういう線に沿うように委員長としても努力をしてこられたことを、私も承して承しておるわけなんです。しかし、きのうもそういう報告があり、きょうもまたそういう報告がある。これでは今後委員会の運営が正常に行われるといふふうには、なかなか受け取りにくい面があります。私はこういふ食い違いをもつと委員長並びに理事の皆さんで協議をいたしたい、そして納得の上で議事が進められ、委員会の進行が進められる、そういうふうなありたいといふふうな考へておるわけですが、どういふわけでの意見の一致を見ないのですか。きのうもきょうも見ない、私も十分わからないので、その点お尋ねをいたします。

○委員長(加賀山之雄君) 御意見の一致がないから一致を見ないのでござい

います。両方の御主張が食い違つておるのです。これについてきめてしまふといふことは、かえつて今の段階としては、この委員会の運営に支障をきたすのではないかと、当面の問題はこの法律案に對してあくまでも審議を尽くすこととさせていただきますので、そのために委員会の審議時間に支障をきたすというところは、どうかと思ひまして、実は午前中の理事會は、そういうことで留保したままで委員会の開会になつた。なお、委員会終了後理事會でできるだけの御意見をまとめるように委員長は努力をいたしたいと思つております。

○荒木正三郎君 そうすると委員長としては、この委員会終了後理事會においてさらに審議日程の問題については意見をまとめるように考へている、そういうふうな了承してよろしいですか。

○委員長(加賀山之雄君) 努力いたしたいと思ふといふことを申し上げます。

○荒木正三郎君 私はきのう委員会終了後、理事會が開かれたように聞いております。これは私の間違ひであるかもしれませんが、しかしその理事會は非常に短時間であつた、きょうも九時半から十時から委員会が始まる、やはり私はもう少し時間をかけて、まとめるといふなら、もう少し時間をかけてやるべきだ、そうでないと、まとも話願つても、了承できないのです。

よ。私も加賀山委員長の従来の努力に對して敬意を表しております。しかし、今お話を聞いても、その点ははっきりしておらない、そういう点私は委員長としても少しはつきりしてもらいたい。

○委員長(加賀山之雄君) お答えいたします。理事會といへども、各委員の御意図を無視して勝手にきめてしまふといふことでございまして、理事會といたしまして、たゞは多數の意見だといふことできめてしまふことは簡単でございますけれども、理事會といたしましては、慣例もそうではございませんし、理事會の性質も、そうして勝手にきめてしまふといふことではいけないといふふうに考へております。従いましてできるだけ大ぜいの委員のお氣持をそんたくしながら、理事會は運営していかなければならぬと思ひますので、御承知のように連日委員会を開いておりますので、理事會はなるべく長い時間をかけておらないことはおしやる通り。しかしきょうなり、また時間を見まして、理事會でとつくりその点について話し合ひをして参りたい、かように考へて、ただ理事會を開いた結果を、何もしなかつたのではないので、論議をいたしておりますので、その結果を結果として、きまらなかつたことはきまらなかつたとして委員会に報告するの、別に委員長として私は間違つたことをしてゐるとは考へておらないんです。

○荒木正三郎君 私は委員長の報告が間違つてゐるか、そういうことを

言っておるのではないんです。私は当初から文教委員会が円満に、そうして十分に審議されることを期待し、少くともそういう考えで私は臨んできたつもりであります。しかし、私はけさ聞いたんですが、自由党の方できょう質疑打ち切りをしたい、こういう考えがあるということを知りました。これは容易ならぬ問題だと私は思う。で、そういうことが考えられておつて、そうして理事会において結論を得ないと、そういうことでもしこの委員会が進行されるということであれば、私は正常なこの文教委員会を運営することはできないと思う、そういうふうに憂慮しているものであります。そういう

点について、何か理事会において話が
あつたかどうか私は承わりたいと思
う。私は湯山理事から、けさの理事會
の模様についてお話を聞く時間的余裕
がなかった。これは私非常に重大なこ
とであるので、私は明確にしてもらい
たい。

○吉田萬次君　それは私どもは初めから十分な日にちをかけて、そうして十分な審議をしてもらいたいということでは望んでおりました。大体どうだと、われわれとしては、きょうあたりでもう質疑を打ち切ってもらいたいというように思つておるといふことを述べただけのものであつて、何もそれほど今声を荒らげてどうするとおつしやるほどのことは、私はないと思う。ただ、私どもはそういう意思であつたといふだけのものです。

○荒木正三郎君 私は今の吉田委員の発言について、はつきりと確めておかないと、これは私は委員会の運営を円満に進めるために私は申しておるんで

す。それは声が大きくなつたといふことは、申しわけないかもしれませんが。それは私も十分氣をつけてやりたいと思ひますが、私の聞いたところでは、きょうは質疑打ち切りをとにかく出すんだというお話があつたといふんです。そういうことははっきりしてもらわないといふと、私どもは委員会に臨むに當つて、これは非常に重要な問題ですから、はっきりしてもらいたいと思ふのです。ともかくも質疑打ち切りを出すんだ、そういうふうに私は伺つたんです。そうするとこれは重大な問題ですからね、自然声も大きくなりますよ。これはその点を明確にしたいだきたいと思ひます。

○吉田萬次君 私は大体十七日まで
この問題を解決したいというよう
な意見を持っておりましたのと、
またいろいろとその間に日にちが
公聴会に続いて、参考人を呼ぶと
いうようなふりをして、時間もつ
ぶれますとの、私の独断的な考
えか

ら、モーデーの前夜二日を休むという
 ようなことを引き受けたりしておりま
 する関係上、早くこの問題を十分に検
 討していただき、その結果が表われる
 ようにしたいという点から、再々もう
 今日あたりで、今日あたりで大体質問
 は尽きたのではないか、あるいはどう
 だというと、こういふふうのやり方で
 あつたならば、いつまで日にちがか
 かつても際限がないんじゃないかとい
 うようなふうのことで、私は自分の意
 思を、この辺のところというふうなこ

とを言ったのでありまして、あなたがち
きより質疑を打切つてもらいたいと、
はつきりそういうふうの意思表示をし
たわけではありません。これは個人とい

たしまして、また、そういうふういきうにでも私の方は打ち切りたいといふやうの考えを持っておりましたと、持つておるといふふうのことを表示しただけで、別にその間はつきりと、それによつて追つたと……、委員長に私はこゝういふふうの意見を持つておるといふふうのことを述べただけでありまして、そこまでのことは言つておらぬと思います。

○荒木正三郎君　そういたしますと、それじゃ私の聞き違いであるということになると思ふのですが、自民党としては、きよう質疑切りの動議を出す、こゝういふことではないということに了解してよろしいですか。

○吉田萬次君 それはあなたの、今私の述べたことに對しての、私の述べたことに對するお考えはあなたの御隨意だと思ひます。しかしながら、私は党を代表して、今日打切れというよりな、そういふうの要望はいたしておりません。私としては、繰り返し

て言ふよりですけれども、再三再四この辺でどうですか、この辺でどうですかということを言っており、きょうもこの辺でやめてもらいたいという希望を持っておるといふうのことに對して、このことを委員長に申し上げておいたのです。

○委員長(加賀山之雄君)　いかがですか……。

○荒木正三郎君　私の了解できない点は、私は、私は湯山理事からこういふように聞いております。一般質問も相当進ん

できた、だからもう何時間くらいやつたら終るのか、打ち切るのか、そういうことについて社会党は意見をまとめて早く出してもらいたい、こういう強

い、要諦が自民党の方からあった、こういふように聞いておる。そこで、われわれもこれは当然なことであるといふふうに考えて、湯山理事からわれわれの考えを正式に提案されているはずであると思うのです。しかし、今吉田理事のお話を聞きまして、もう質疑は終わったのだから、もういいかげんに打ち切ってもらったらどうか、そういうことを言っておる。これは私は全く二重の言い回し方をしておられるのじゃないか、一方で一般質問も相当やったのだから、時間をきめて、そうしていつ幾日上げるといふことを社会党ですぐきめろ、こういふお話があった。今お話を聞くと、もう質問はだいたいぶつ

た、だから實問の打ち切りをいつするか、そういう話になっている。これは全く私ども了解できませんよ。

○吉田萬次君 私には、それは一方面的なお考えかと思いますが、私はとにかくじんげんとして日が延びてきたことに對して、大体あなたの方はいつ、これ

で総括質問を終つて、あるいは逐条に入る意思か、あるいはどういうふうになつておるか、こういうふうだったら際限がないじゃないかというふうなことを聞くのに、私は何も差しつかへはない。私はそれを聞いただけのものであつて、何もあなたの方がいつ幾日になんどうこうせられなければならぬとか、そういうことを要望するとか、そういうふうなふうのことにつては、私は言及しておりません。

○委員長(加賀山之雄君) まあそれぞ

○荒木正三郎君　これは私どもは湯山の御意見を持つておられるわけでございますので、お聞きの通り意見がまだ統一しておりません。

理事を通じて、一般質疑をどの程度で打ち切るのか、こういう自民党からのお話があったと、こういうことを聞いているわけなんです。だからこれには答えなければならぬということで、具体的に社会党の考え方をお示しているわけがあります。しかし聞きますと、そういうことについてどういう結着がついたのか、先ほど委員長からお伺いすると、意見が分れてきまらない。しかし、これはお互いに話し合えるべきまことなんです。しかし、今お話を聞くと、その問題を飛び離れているのですよ。もう質問は大体終わったからやめたらいいじゃないか、こういう論に発展をしている。私もまあ非

常に不可解千万ですよ、これは。これははつきりしないと、私ども非常に困るわけです。この点吉田委員からはつきりしてもらいたい。

○吉田萬次君 私、大体今まで私の述べたことにおいて私は尽きていると思うのです。これ以上私はもう言う必

要もないと思います。

○矢嶋三義君　私はただいまの委員長、理事打合せについての報告について質疑をいたします。また、要望も出るかと思えます。私はただいまこういう問題が出ましたので、所見の一端を述べ、委員長、理事打合会の今後の運営についてお願い申し上げたいのですが、私もこの国会に席を得てから六年になります。すいぶんといろいろの法案を審議いたしました。しかし、それらの審議をやるに当っては、委員長、

理事打合会のまとまった結果について、どの委員会も運営されて参つたと思います。この法案を審議始めてから本日に至るまで、委員長、理事打合会

で努力されたことは認めますし、多
いたします。しかし、私は努力は不足
されているのじやないかと思ひので
す。という事は、今まで委員長、理
事打合せというものは、大が木委員
会の開かれる三十分前ぐらいにやられ
て、またならないからといって委員
会をやられる。まあそういう場合もい
た方ありますまい。しかし昨日朝諮ら
れた時に、またならないで取りあへず
委員会をやつて、午後委員長、理事打
合会をやられるということ。従つて
そのときに私は相当時間をかけて打
ち合せすると思ひましたところが、十
分か十五分ぐらいで終られたよう
です。そうしてけさまた同じことを繰り
返されているわけなんです。と、そ
こに私はもう少し努力していただき
たいという事を要望申し上げたい。そ
の意図の根拠は、この総括質問につ
いて、わが社会党では湯山理事から具
体的に何日程度でこちらも精力的に
やるからという正式な意思表示がされ
ているわけ。それも決定されな
い。それから日曜日に委員会をせび開
きたいという委員長さんの御要望と承
わっているわけですが、それを日曜日
にやるかやめぬかということも決定さ
れない。昨日において。しかし昨日の
午後の理事会において十分か十五分ぐ
らいで終つちやつてきまらない、けさ
もやられてまたきまらない、また委員
会をやられると、こういう姿というも
のは、私は今後の委員会の円満なる運
営という立場から、もう少し私は委員
長、理事打合せにおいては努力して
いただきたい。これは私は強い要望で
す。そういう努力は十分なされず、そ
の審議も十分なされないうまま、突如と

してこの質疑打ち切りというやうな形
が出てきた場合は、私は本委員会の運
営上非常に遺憾千万にたえない次第で
す。そういう懸念なきにしもあらずと
いうところが、私はただいま荒木委員
の御発言に出ておられるのです。私
もその意味においては荒木君と同感で
ございます。従つて少くとも私も委員
長のあややかな運営に協力し、従つ
てきたつもりです。そうしてわれわれ
はただしたいことをただしているつも
りです。で、ずいぶん今までが
ばつて参りました。理事会でもお願い
したわけですが、日曜日は私はわれわ
れの方に研究の時間と休養の時間とし
てお与え願ひたいと思ふ。少くともそ
ういう事柄と、それから要望によつて
社会党から出した一般質問を、いつこ
ろまでに精力的に打ち上げたいと思ふ
という、そういうやうな問題を十分話
し合つてその結論を一応出されて、そ
うして私は委員会というものを進めて
いただきたい、かように私は特に委員
長さんに要望申し上げる次第であります。
○委員長(加賀山之雄君) 各理事にも
大へん御努力を願つております。今矢
嶋君の御発言は、まことにごもつとも
しごくで、委員長も最善を尽して理事
会の運営をはかりたいと存じます。た
だ、理事会をまとめていきますには、
できるだけ各派、特に与野党で歩みよ
りいただかないと、これはきめろきめ
ろとおっしゃいます。一方的なる御
主張だけでは話はいきまきまらない。
従ひまして委員長といたしましては、
与野党の要望もある、野党の強い御要望
もある。そこで委員長といたしまして
は、実は大へん不敏でございますの

で、御両派をどうしてとりまとめをし
たらいいかということに苦慮をいたし
ておる次第でございます。どうぞ各派
におかれましてはそういう意味で、理
事が理事会に出られて決定しやすいよ
うに、一つ各派の各委員におかれま
しても御努力、御尽力を賜わりたい、こ
れが委員長からお願いでございます。
す。(「われわれの理事は権限持つて
出ていますよ、十分権限持つて出てい
ます。」と呼ぶ者あり)
○成瀬權治君 荒木君や矢嶋君、ある
いは吉田萬次君、あるいは委員長等の
お話が出ておりますが、私は一つ委員
長の心がまえをお尋ねしておきたいと
思ひます。御承知のようにこの法案は
衆議院においては中間報告を求められ
てやつてきた私は大事な問題だと思
うのです。そうしてまた、今度参議院で
中途で質疑打ち切りが出て、そうして
ごたごたやつて、そうしていったとい
うような私は幕切れにしたくないと思
うのです。委員長もその点では御同感で
はないかと思ひます。委員長が今ま
で努力されたのは、私はやはり円満に
事を運ぶ、そういう点だと思ひます。ご
ざいますから、一つその点に立つて私
は審議日程等は理事会でやつぱりきめ
ていただきたい。十分や十五分ではき
まらないと思ひます。ちやうど小選挙区
法案を十分やつて意見が対立したから
委員会できめるといふ、そういう態度
でなくて、いまだ少し今委員長等が要望
をされたように各党がそれぞれ委員長
の意を体し、委員長もやはり審議日程
をあくまできめる、こういう態度で
一つ事を運んでいただきたい。お聞き
しますと、審議日程という問題につき
ましては関連がないということござ

います。私は前に文部委員会にお
りましたから、やはりなるほど中間報告
を求められて上げられるやうな、そう
いう重要法案については私は審議日程
というものはやはり作つたと思ふ。そ
うでなくてやはりほんとうに子供のた
めになるというもので、各党一致する
問題についてはあらためて審議日程を
作らないでやつた、そういうことはあ
ると思ひますけれども、やはりこうい
う重要法案については円満に事を運ぶ
ということになれば、私は何といつて
も審議日程等を作つて、それで行なつ
ていくというのが原則だと思ふんです
が、委員長の一つ基本的なお考え、方
腹がまえを伺ひたいと思ひます。
○委員長(加賀山之雄君) 今まで御出
席の各委員には、基本的な態度はよく
申し上げております。成瀬君はきよ
う初めて御出席でございますので、御
存じないかもしれません、申すまで
もなく重要法案でございますこの法案
に対しましては、この委員会を参議院
にふさわしく合理的、能率的に、しか
も精力的に一つ各委員の御勉強を願つ
て十分審議しようじゃないか、そうい
うことを申し合せて、これは各委員も
御了承され、御意見も全く一緒でござ
います。そういう態度で本日まで委員
会を運営して参つておりますので、こ
の基本的な態度は今後においてもち
ろん変わるものではございません。
○成瀬權治君 それでは一つ承いた
しましたから、日程を作ることに
ついて、委員長においても格段の御努力を
願ひたい。たとえば今日お聞きします
と、委員会をやつて後、時間的の問題
から理事会でおやりになるということ
ですが、このやうなことを十分御検討

願えれば、私どもは幸いだと思ひま
す。そうすれば委員長の今まで努力さ
れた点も実を結ばれると、こう考えま
す。一つ御努力を重ねて要望します。
○委員長(加賀山之雄君) もちろん成
瀬君の発言もございまして、委員長
にきまつても、その通りに今後計画
をしつかり立てていかなければなら
ない、かように考えておりますが、日程
をきめずにつまましては、これは両
派に無関係にきめることができません
ことはもちろんでございます。各派に
おいてもよく一つこの日程を立てるこ
とに、理事以外の各委員も御尽力を賜
わりたい、逆になるかもしれませ
んが、かように委員長からお願ひ申し上
げます。
○秋山長造君 私は二、三、委員長に
お伺ひします。まず第一点は、せんだつ
ての十五日の午後開かれた理事会にお
きまして取り上げられた問題は、せんだつ
ての公聴会における林参考人の公述を
めぐる参考人の喚問という問題これは
一昨日の委員会において実現を見たわ
けであります。もう一つの問題は松澤一
鶴氏の問題です。この問題については、
その日の理事会でも林参考人を呼ぶ問
題とは一応切り離して、そしてできる
だけ早い機会に拡大理事会を、委員長
のこのお言葉によれば、拡大理事会の
やうなものを開いて、そうしてその席で
やろう、こういうお話がありました。そ
してこれはもう全員それでやりまし
うというところで納得し、確認を得てお
るわけ。ところがこの問題につ
いてはその後、何回か理事会があつたよ
うでありますけれども、われわれ委員
には委員長から何らの御報告を聞かせ
ていただいております。ただいまの

理事会の報告におきまして、この問題には全然お触れになっていないのでございまして、この点はその後、理事会でどういふように運ばれておるか、また、委員長としてどういふお運びをなさつておるか、また、これはどういふように今後処理されるおつもりか、その点もさう伺いたい。

○委員長(加賀山之雄君) 拡大理事会と申しますのは、どうも妙な言葉で、これはあまり正式に使える言葉でないと思ひますが、実はそのことにつきましては松澤一鶴君の御都合を伺うことが先決だと考えましたので、委員部を通じて御都合を伺いましたところが、旅行に出かけて日曜日まではだめだといふ御返答で、実は昨日夕方になりまして松澤一鶴君が例の三十団体の昨日の会合の關係で院内に見えましたので、私直接実はお目にかかりましてお願いをいたしました。先ほど申し上げたようなわけで行けないということ、それで一つ来週帰られたら早々お願ひするからということで御了承を得ておきました次第で、これは理事会の御報告を落しておりますが、さういふことになつております。それで今後御都合を聞いて、来週できるだけ早く先ほどお話が出たようにいたしたい、かように考えます。

○秋山長造君 大体わかりました。さういたしますと、委員長としてはこの法案の審議の過程において、そして時期は来週早々できるだけ早くこの十五日の理事会における決定通り、いわけゆる拡大理事会を開いて、この問題についてお考えと承ります。

○委員長(加賀山之雄君) できるだけ

まあこういふふうには各委員の、特に野党側各委員のお話を承れば、質疑もたくさんまだあるというお話をいただいたておりますので、まあこの委員会を開くことが、何しろ委員会において質疑を尽くすということが、非常に当面の重要な問題だと考えますので、できるだけ委員会に支障を与えないように、まあ端的に申せば、できるだけ時間をセーブして、そしてこの委員会の間にさういふ会合、まあ性質は懇談会のようなことでいいかという感じがする、なことをしてありますが、さういふようなことでいいかと思ひますが、これは委員長の腹づもりであります。

○秋山長造君 そして、このまあ日にちをいつやるということ、松澤さんの御都合を伺つてからということになつておるわけですから、とにかくこの審議過程においてこの問題は法案の審議と全然別問題というわけにはいかないんで、やはり法案審議の一つの部門をなす問題ですから、やはり審議の過程において、この拡大理事会は必ず開いて、そしてこの問題についての締めくくりをつけるということ、これは委員長の、単に委員長個人の腹づもりというのではなくして、委員長の腹づもりであると同時に、各派を代表する理事会においても確認されておることだといふように了解してよろしゅうございませうか。

○委員長(加賀山之雄君) けつこうだと思ひます。

○秋山長造君 その点は了承いたしました。第二点は、先ほど委員長は、けさほどの理事会の御報告がございまして、結局この委員会の開会時間まで

に今後の日程その他についての具体的な話し合いができないまま時間が来たので、あくまでこの重要法案の審議を続けることが重要だから、理事会は休憩にして、そして本日午前中昨日の理事会でできた通り質問を続けて、そしてそれが終つたあとで、今後の審議日程について理事会で十分相談したい、さういふような御報告だったので、けれども、この点はまあ全員の承認し、各派の理事がこれに全員の承認し、確認をされたことだろうと思ひますが、たださういふと思ひますので、お伺ひしたい。

○委員長(加賀山之雄君) 今秋山委員の言われる通りであります。

○秋山長造君 その点は何です、さうする、さういふ総括質問を午前中の審議日程について理事会でさらに相談をされるということですから、当然この法案の審議は、さういふことでなしに、今後、その何日やるといふことは別問題として、今後これはあくまで慎重審議をお続けになると、この方針だけは、これは皆さん御確認になつておることだろうと思ひますが、その点いかがでせうか。

○委員長(加賀山之雄君) 慎重審議については、各派異存はございませぬ。異議はないわけでございます。ただ、さういふ意見が出て、ただその理事会で出た御意見並びに私が申し上げた意見と、この慎重というところは、まあ必要だが、やはり客観的な見方、尺度もこれはなかなかいふから、ここにや

はり客観性を持った尺度をもつて判断しなければならぬところがあるではないかという意見も出ております。これは私も特に、私の意見としてもさういふことを理事の各位にも申し上げたのであります。

○秋山長造君 その点で、先ほど荒木さんから自民党の方へ御質問になつた点、私もこれを聞きまして、これは非常に重大なショックを受けたのです。一体われわれはあくまでこの委員会を平穩に円満に、さうして慎重審議を今日までやつてきたつもりです。また、今後われわれはさういふ態度でやりたいと思つておつたところへ、今日質問の過程において、自民党の方から質疑打ち切りの動議を出されるということとを承つた。さういふことがもし事実だといふならば、これはまあ全く七首を捻はせながら仲よくやりましようという態度だと思ひます。さういふことでは、私もほんとうに専心この法案についての審議を続けていくという気持ちにどうしてもなり切れない。

先ほど荒木さんから自民党の方に対して、さういふことが事実かどうかというお問い合わせがございましたが、それに対するお答えも、さういふところろがはつきりしない。その点私もさういふ葉にきぬを着せないで率直にお伺ひします。ただいま委員長からけさほどの理事会の御報告があつたところを、そのまま受け取るいたしましたならば、自民党の方から午後後の理事会も開かない前に、この委員会が終る以前に突如としてさういふ動議を出しになるというところは、これはさういふ考えられないことだと思ひますけれども、しかし、自民党の方には自民党の方と

しての、理事会の申し合せなり、委員長の議事運営のお考えなりとは別に、独自の考えもこれはあり得ることです。それから、あえてお伺ひするのですが、自民党の方では、さういふ質疑打ち切りの動議を出しになるというふうなことは絶対にないのかどうか、その点私お伺ひしたい。はなはだ失礼ですが、けれども、しかし、これはさういふ審議を続ける上においてわれわれとして重大な問題だと思ひますから、あらためてその点を一つ端的にお伺ひしたい。

○吉田萬次君 私は先ほど申しましたので尽きておると思ひまして、もうあらためてここで述べる必要はない。まあその点はあなたもよく御了承だと存じます。

○湯山勇君 議事進行……。私はやはりこの問題は重大な問題で、実は今の情勢は私も理事をやつておる間に起つた情勢のようには思ひます。けさになりまして、私も理事をやつておる間に、どこからか自民党の方でさういふ打ち切るのはないかという情報が出てきた。このことに對する心配は、衆議院のやり方から見まして、必ずしも杞憂ではないと思ひます。ところが委員長の御報告は、一方にはさういふ意見もあつて、さういふ方からさういふ意見もある、それから一方には、さういふ意見もあつて、理事会ではきまらぬ、さういふ御報告があつたので、これはさういふ心配だと、さういふ状態ではどうも質疑に入つても不安で質疑が続けられない。さういふ懸念が突如として理事会の間に出て参つたと思ひます。委員長の御報告からも、それに対して何ら安

心でできるような材料はなくて、自民党の方はこういふ御意見だと言われてみれば、一そうその懸念が深まってくる。そこで委員長としては、理事会の模様をなまのまゝお伝え下さったことからも、一そうその懸念が一そう増しておると思ひますので、しかしながら、質疑は質疑として続けなければならぬと思ひますから、そこで委員長の方からは、はつきりこういふ点を御言明になられれば、質疑に入れるのじやないかと思ひます。この一般質問をいつまでもやるか、一そういふことについては後刻の理事会で決定する、こういふことを委員長の方から明確にお示しになれば、これは各委員も安心すると思ひます。で、一そういふに当委員会として御確認願つて、すみやかに質疑に入るように、委員長において措置されるようにしていただきたいと思ひます。

○委員長(加賀山之雄君) 湯山理事の御発言通りと委員長は考へておりますので、また、一そういふ問題を長く未解決にしておいては、前申しましたように、どういふことが起るか、これは委員長としてもちよつと会派のことでございまして、責任を持てませんが、従つて早く一そうの問題をきめていただくことが先決だと思ひます。しかし、委員長の本日御理したしておりますところでは、先ほどの吉田委員の御発言通り、これをそのまま御解釈になれば、この中に何と申しますか、きよ御心配になつておるような事態を具体的に考へておられるのではないのじやないかといふふうに私は解釈しておりますので、その点は御心配なく一そう御質疑にお入り願ひたいと思ひます。

○湯山勇君 一そうで話は話として、わ

からないこともないのですけれども、やはり何か不安な点が残ります。そこで当委員会として明確になつておることは、また理事会で明確になつておることは、一般質疑をいつまでもやるかといふことについては、後刻の理事会で決める、一そういふことになつておるわけですから、委員長としては一般質問をいつまでもやるかといふことについては、後刻の理事会で決定することにする、このことについて各委員に委員会を諮つていただいて、そのことに異議ないかどうか、異議ないといふことになれば、直ちに質問に入れると思ひますから、一そうお計らいを願ひたいと思ひます。

○委員長(加賀山之雄君) ただいま湯山君の御発言通り、理事会において諮りたいと思ひますが……。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○委員長(加賀山之雄君) 御異議ないと思ひますので、さう取り計らいます。

○湯山勇君 それでは質疑に入つて下さい。

○委員長(加賀山之雄君) それでは質疑に入ります。

○矢嶋三義君 社会教育局長ないしそれに代るべき人、出席なさつておりますね。

○政府委員(緒方信一君) 議長が見えております。

○矢嶋三義君 重ねてお願いしておきますが、委員長理事打合せがまともでないまま委員会を開くと、せつかくお互ひに集まつておつても、かように質疑に入るものがおくれますので、今後ぜひとも委員長、理事打合せでまことつ

た上で、委員会を開いていただくように、重ねてお願いいたしておきます。

本日、私は昨日質問しようと思つて質問に入れた点、すなわちこの法案がわが国の社会教育に及ぼす影響、一そういふ立場から伺いたいと思ひます。いつぞや、文部大臣がこの法律案を提案するに至つた動機、第二の、政治的中立性が保てないといふ問題に、関連があり、その角度からお伺いするわけでございます。まず承わりたいことは、今のわが国の社会教育といふものを、文部大臣はいかに現状把握をいたしておるか、その点まず伺いたいと思ひます。

○国務大臣(清瀬一郎君) 私にですか。

○矢嶋三義君 さうです。

○国務大臣(清瀬一郎君) 社会教育のことは、まだちよつと日が浅いのであります。けれども、着々効をおさめておるように思つております。

○矢嶋三義君 もう少しその点を承わりたいのですが、少くともあなたから、わが国の現代のこの社会教育をなごめた場合に、一そういふ方面は非常にうまくいつていますか。こちらのほうはどうも相当に努力しなければならぬといふような点があると思ひますので、一そういふ点、いかように現状を把握されておられるか、承わりたいと思ひます。

○国務大臣(清瀬一郎君) 現状においては社会教育の各部門とも、まだ初めではあります。相当均育を得て発達しつつあると思つております。

○矢嶋三義君 戦後においてこの社会教育の重要性といふものが非常に認識されたことは考へております。それが

立法府においては、昭和二十四年六月十日に社会教育法といふものが成立したことによつても、私は明らかだと思ひます。一そういふ点、すなわちこの法案がわが国の社会教育に及ぼす影響、一そういふ立場から伺いたいと思ひます。いつぞや、文部大臣がこの法律案を提案するに至つた動機、第二の、政治的中立性が保てないといふ問題に、関連があり、その角度からお伺いするわけでございます。まず承わりたいことは、今のわが国の社会教育といふものを、文部大臣はいかに現状把握をいたしておるか、その点まず伺いたいと思ひます。

○国務大臣(清瀬一郎君) 私にですか。

○矢嶋三義君 さうです。

○国務大臣(清瀬一郎君) 社会教育のことは、まだちよつと日が浅いのであります。けれども、着々効をおさめておるように思つております。

○矢嶋三義君 もう少しその点を承わりたいのですが、少くともあなたから、わが国の現代のこの社会教育をなごめた場合に、一そういふ方面は非常にうまくいつていますか。こちらのほうはどうも相当に努力しなければならぬといふような点があると思ひますので、一そういふ点、いかように現状を把握されておられるか、承わりたいと思ひます。

○国務大臣(清瀬一郎君) 現状においては社会教育の各部門とも、まだ初めではあります。相当均育を得て発達しつつあると思つております。

○矢嶋三義君 戦後においてこの社会教育の重要性といふものが非常に認識されたことは考へております。それが

と推測されるのでございしますが、一そういふ点、すなわちこの法案がわが国の社会教育に及ぼす影響、一そういふ立場から伺いたいと思ひます。いつぞや、文部大臣がこの法律案を提案するに至つた動機、第二の、政治的中立性が保てないといふ問題に、関連があり、その角度からお伺いするわけでございます。まず承わりたいことは、今のわが国の社会教育といふものを、文部大臣はいかに現状把握をいたしておるか、その点まず伺いたいと思ひます。

○国務大臣(清瀬一郎君) 私にですか。

○矢嶋三義君 さうです。

○国務大臣(清瀬一郎君) 社会教育のことは、まだちよつと日が浅いのであります。けれども、着々効をおさめておるように思つております。

○矢嶋三義君 もう少しその点を承わりたいのですが、少くともあなたから、わが国の現代のこの社会教育をなごめた場合に、一そういふ方面は非常にうまくいつていますか。こちらのほうはどうも相当に努力しなければならぬといふような点があると思ひますので、一そういふ点、いかように現状を把握されておられるか、承わりたいと思ひます。

○国務大臣(清瀬一郎君) 現状においては社会教育の各部門とも、まだ初めではあります。相当均育を得て発達しつつあると思つております。

○矢嶋三義君 戦後においてこの社会教育の重要性といふものが非常に認識されたことは考へております。それが

というごもつともな御質問でございます。本件につきましては、実は松村前文部大臣が、国会におきましてたびたび御説明申し上げました通りに、三十三年度予算編成に際しましては、この予算をどこにつけるかということにつきまして、予算編成の際に十分に打ち合せが完全にはできませんで、社会教育の環境としてこれを行うという意味からいまして、一応文部省の予算にこれを計上いたしましたのでございます。しかしながら、この新生活運動の実態をよく検討いたしますと、この新生活運動は国民生活の諸般の面にわたるものでございまして、かつ関係各省の行政施策とも密接な関係がございします。そういう点から申しますと、たとえば、農山漁村の中における新生活運動、あるいは衛生関係、あるいはその他のいろいろな、今までの間違った宗教的な慣習を矯正するとか、こういう面から申しますと、ひとりこれは文部省の社会教育だけの面から考えられないのでございまして、いずれも各省の行政施策に非常に密接な関係がございします。かような点から各省行政の総合調整を行う立場にある内閣官房につけて、この新生活運動を各省に關係した広い面からこれを取り扱った方が妥当ではないか、かような考えからいたしまして、内閣官房に本年度からはこの予算の計上をいたした次第でございます。

○矢嶋三義君 私質問するに当たって、私の質問の趣旨を明確にすることは、質問の意図を明確にすることは、いかにかと思ひますが、私が尋ねんとすることは、最近の社会教育団体が、戦前、戦時中と同等とは申しませんが、

そういう官製的なものに移行する傾向がある今日、この教育委員会法が成立した場合に、委員の任命制、あるいは教育長の文部大臣による承認、こういう形から、さらに社会教育の中立性、政治性が相当に懸念されるのではないかと、こういうことがこの法案研究の結果考えられますので、それでこれから質疑をして参ろうと考えておる次第でございます。

そこで、少し明確にするために伺いますが、新生活運動を推進するところの協議会、協会、これと政府との関係はどの程度の、どういふ関係に相なっておりますか。

○政府委員(田中榮一君) この新生活運動の協議会と政府との関係は、ただいまのところは全然切り離されております。新生活運動協議会には、その決議機関、あるいはいろいろな重要事項を審議するために理事会が持たれておりまして、この理事会におきまして新生活運動のいろいろな基本的な問題、あるいは諸般の重要事項につきまして審議検討をいたしまして、この理事会の方針に基づきまして、新生活運動協会としましては、その事業を執行いたしております。しこうして、理事会にはもちろん政府を代表いたしまして、ただ一人官房長官だけが理事として、その名前を連ねておりますが、ほとんどこの理事会の決議を中心にして行われておりまして、政府自体といったしましては、この新生活運動の事業の内容をそのものにつぎましては、かれこれ干渉もいたしませんし、またこれに対して指導もいたしません。ただ、新生活運動協会は何分にも一億の予算を計上いたしておりますので、ただ予

算執行の面についてのみ、一応政府として監督権を持つておる、こういう状況でございます。

○矢嶋三義君 簡単に申しますと、昭和三十一年度では五千万円、昭和三十一年度では一億円という、この助成費配分のトンネル機関みたいになっておるわけですね。

○政府委員(田中榮一君) 新生活運動の現在のあり方といたしましては、今お話しのような助成費のトンネルということではないのであります。もちろんこの新生活運動を助成いたしますのは、十分にその新生活運動の行われておる実態を検討いたしまして、そうしてなおよりよいものにこれを指導してゆくという意味におきまして助成をいたします。それからまた、新生活運動協会自体といたしまして、全国的によい新生活運動が行われておりまして、その地域の運動状況を広く各方面にこれを紹介いたしまして、そうしてこれを手本とし、また、これにならうようなことを勧奨いたしまして、ただわれわれの注意すべきことは、新生活運動協会自体が指導精神を持つて、これによつて全国的にこの運動に右へならえするような、さような指導者的言動のようなことは絶対に排撃をいたしまして、あくまで地方の盛り上げる自主的な新生活運動を助成する、こういうことになっておりまして、単に右から左に助成費をお取り次するといふようなものでは絶対にないのでございます。

○矢嶋三義君 文部省の社会教育課長に伺いますが、この中央における新生活運動協会の都道府県における末端組織と都道府県教育委員会との関係は、いかうになり、いかうに運営されておるか、その点伺います。

○説明員(蒲生芳郎君) お答えいたします。県によりまして異なりますけれども、県自体で県単位の新生活運動のための組織ができておる県も十数県ございます。その組織の中に知事部局なり、教育委員会部局、あるいは社会教育関係団体とか、あるいは厚生関係団体、こういう人が入りまして県単位のそうした組織ができておるといふふうに存じております。

○矢嶋三義君 繰り返して伺います。この都道府県で行われている新生活運動に、教育委員会の社会教育課、さらに都道府県庁の機構の中にある社会教育課ですね、こういう方々が関与していることは間違いないですね。これに無関係で運動を展開している府県があります。それはありませんか。

○説明員(蒲生芳郎君) 大体社会教育関係の人がその中に関係しているところが多いと思ひますけれども……

○矢嶋三義君 それはその通りでございます。そこで、官房副長官に伺います。そして次の質問に入つて参りますが、一体昭和三十一年度の五千万円といふのはいかうにこれを予算執行されておられるか、時間の関係もありまして、概要でよろしいですから、お答え願ひたいと思ひます。

○政府委員(田中榮一君) 三十一年度は一応文部省予算に計上されておりますので、監督は文部省の方に一応まかされてございします。文部省に答えていただく方が妥当でございますので、文部省の方からお答えいたします。

○説明員(蒲生芳郎君) 三十一年度の新

生活運動のための予算でございますが、これは当初予算額は五千万円でございます。三月三十一日まで支出いたしましたのが約三千六百六十万円、残りの千三百三十万円の残りが余りまして、これは国庫に返納いたしております。で、その三千六百六十万円の内訳を大きく申し上げますと、創設費として四百二十万、事務費といったしまして約四百五十万でございます。それから事業費が二百八十万、計三千六百六十七万、こういうことに相なっております。

○矢嶋三義君 私は昭和三十一年度の五千万円の予算が約千四百四十万に達して、しかも今度はこれを総理府に移して予算を倍の一億にいたしました。それから今この新生活運動の実態、これとこの教育委員会法案というものは、実は関連があるものと私は考えているわけですが、それだけに私はたださなくちゃならぬので、今伺っているわけですが、昭和三十一年度に約一千四百四十万の予算未執行のものが出てきたわけですが、それを倍額の一億に予算を増額されたというところは、これはどういふ考えでそうなされたのか、これは官房副長官から伺います。

○政府委員(田中榮一君) お答えいたします。御承知の通り新生活運動は昨年の実績に発足いたしましたのが十月初めでございます。まして、発足当初におきましては機構の整備であるとか、いろいろな準備事務におかれまして、実質的に新生活運動の事業の内容につきまして、十分に各府県の運動状況も検討する時間的に非常に余裕がなかったのと、それからまた、設立早々でございますので、十分に協会自体といった

○政府委員(田中榮一君) この新生活運動協会は、この定款の目的にもござります通り、現在の日常生活をより民主的な、合理的な、文化的に高めよう。健

団体でありますとか、あるいは地域青年団体でありますとか、これらはこの十条に言う社会教育団体、かように考へております。

くる私は運動になるおそれがある。しかも、これを実際に末端において主導権を握ってこの運動を展開しているのは、教育委員会あるいは都道府県側の

身が政府からの指示とか、あるいは指導とかといったような官製の運動になることはない、かように思っております。

開に必要な経費の助成をしてほしいというような一応申請があると思うのではありません。その場合におきましては、必ずその新生活協会の会員が十分に、そ

の現場に参りまして、果してその運動が下から盛り上つてきておるものであるかどうか、それからまた実際に有効にその運動が展開されているものであるかどうか。線香花火式のものではなくして、今後恒久的にこころした運動が展開される可能性があるかどうか、またその部署とか、あるいは町村民の非常な協力があるかどうかという点、この点を十分に検討いたしまして、この運動が真に適切なものであるという場合において、これに対して助成をいたすことになっております。

○矢嶋三義君 まあ下から盛り上る適正なる新生活運動は、私も大事なことで考えておりますが、少くとも三十年前における五千万円のこの予算の執行状況については、ずいぶんと鋭い国民的な批判があるという事は御承知の通りであります。で、私はこの予算を一億円に増額し、この内閣官房に移されたわけですが、下からなかなか盛り上つてこない、従つてですね、私は今後こういうことが予想されるのではないかと思ふのです。文部大臣が承認を与えて任命されたところの教育長にですね、かような新生活運動に、今まで以上に関心を寄せてほしいというより、かような指示、あるいは指導、助言というものを文部省側としては考へておられるのではないかと、こういう点を私は一応考へておるわけですが、そういう考へは持っているのかい、ないのか、これを明確にこの際承わつておきたいと思ふのです。

○国務大臣(清瀬一郎君) そういう考へは毛頭持つておりません。○矢嶋三義君 それは承わつておきま

す。この点についてもう一つ承わりたい点は、この新生活運動では、ずいぶんと講師を派遣して講演会を開いているのですが、あの講師はいかようにして、いかなる基準によつて選定されているのか、まあ少くとも私の眼から見ますという、中央においても、地方においても、その講師というのは政府側の見解を代弁するがごとき方々が多くて、政府の政策その他について批判的見解を持つていような講師というものはほとんど見受けられないように私は考へておるのですが、そういう反省は持つておられないかどうか、承わりますか。

○政府委員(田中榮一君) 私どもも中央から地方へ講師を派遣する場合の講師の選定というものが非常にむずかしいものと存じております。また、この講師のいかんによりましては、非常に新生活運動そのものが誤解を受けるおそれがあるのをごさいます。さうな点から、新生活運動協会におきましても、講師派遣のいわゆる基準的なものを、ここには持ち合せておきませんけれども、大体作つておきまして、な

おこの講師派遣につきまして、関係各方面を代表いたします理事等々に十分諮りまして、理事会においてこの人ならよからうと、こういう方の方を講師として派遣をいたしておる次第でございます。その標準として、あくまで中立でなくてはならん、一党一派に偏してはいけぬ、また、片寄つた宗教的なものでもない、同時にまたあまり教訓的なものでもない、それからさらにまた、賞利を目的とするような広告宣伝であつてはいけぬ、そのほか講師の選定につきましては非常に苦慮いたしておきまして、

新生活運動そのものを頭から宣伝するようなことでも、これもまたさういふ思ふのです。要するに、盛り上つてくるところの新生活運動をできるだけ奨励する、また、足りない点があつたならば、これに対して十分な注意を与えるというふうなまあ講師そのものもりつぱな方ではなくてはならぬと思ひます。さうな意味から、講師の選定につきましては十分に注意をいたしております。ただ発足早々でござりましたので、あるいは講師の中に多少どうかと思ふものもあつたのではないかと思ひますが、もしさうしたことがありますが、われわれも今後十分注意して、さらに講師の選定には、最善の注意をいたすように注意をいたしたいとかやうに考へております。

○矢嶋三義君 私は一億円のこの予算の執行と、それから今に今われわれが審議しているこの法律案の成立後におけるその動向には、重大な関心を払つていくものであります。念のため今まで中央協会で依頼し、派遣した講師の一覧表を次の委員会に資料として出していただくことをお願いいたしておきます。

次に承わりますが、社会教育法の第十二条、「国及び地方公共団体は、社会教育関係団体に對し、いかなる方法によつても、不当に統制的支配を及ぼし、又はその事業に干渉を加へてはならない。」また同第十三条「国及び地方公共団体は、社会教育関係団体に對し、補助金を与へてはならない。」この二カ条、特に第十三条は相当に最近無視されておる傾向があるのではないかと私は考へておりますが、文部当局はい

かように把握されておりますか。

○説明員(蒲生芳郎君) この十三条については、いろいろ議論がございます。が、文部省といつたしましては現行規定を尊重いたしまして、社会教育関係団体に對しまして国の補助金は与へておりません。

○矢嶋三義君 第十三条の場合にはあなたがさういふふうに答へられれば、それで一応承わつておきますが、地方公共団体の方はいかに現状把握されておりますか。

○説明員(蒲生芳郎君) 地方公共団体におきましては、その団体に對して直接補助金は支出していないと私どもは考へております。

○矢嶋三義君 實態を非常に把握されておられます。ことに選挙前なんかには、地方公共団体の実態というものは、先ほど社会教育関係団体とあな

たとと思ふ。どこの都道府県知事でも、この十三条違反を堂々とやつております。この補助金と助成という手を通じて社会教育というものが曲げられるおそれがあるわけですが、ましてやその教育委員が任命制になりますと、その傾向はさらに強くなる。これは私は学校教育に及ぼす以上にこれは懸念される面がある、かように私は考へておるわけですが、現状の実態把握というものが非常に不十分である。文部大臣はこれをどうお考へになりますか。

○国務大臣(清瀬一郎君) 課長より答へた通りと思ひます。あるいはこの十

条の、社会教育に関する事業を行うことを主たる目的とする団体が社会教育団体であつて、私は地方の府県知事がいかなることをやつておるかは、いまだつまびらかにいたしておりませんけれども、やはり団体の性質ということについて、あなたと地方庁との間に幾分意見が違ふのじやございせんか。それでこの問題が起るのじやないかと考へております。婦人等の集まる団体でも、社会教育を主たる目的としな

答へ願いたいと思います。

○国務大臣(清瀬一郎君) 社会教育を主たる目的とするやいなやは、一つ一つの団体によって私は違うものと思っております。青年団と名前がつくからといって、全国一斉のものじゃございませぬし、けれども、この問題について、あなたのお問ひから起つたんで、私やら説明をしておるかも知れませんが、その団体の性質の認識が違ふのであなたのような質問が起るのじゃないかというのは、私余分のリマークであります。

○矢嶋三義君 そんなら、主たる目的とする団体、どういふのを御承知でございませうか、若干あげていただきました。

○説明員(衛生芳郎君) 社会教育の事業を主たる目的とする団体で、先ほど大臣が申されましたように、それを目的とした婦人団体でありますとか、あるいは青年団体でありますとかございませうが、そのほかに、例をいたしましては、たとえばPTAでありますとか、あるいはボーイ・スカウトでありますとか、ガール・スカウトでありますとか、こういうようなものを社会教育関係団体として把握しております。

○矢嶋三義君 PTAなどは、社会教育関係団体としては、青年団とか婦人団体よりは低位です。何といつても社会教育関係の中核をなすものは、わが国においては婦人会並びに青年団、これが中核ですよ。これが今の首長によって補助金というルートをもつて若干影響を受けているということは、事実ですよ。しかし、今の教育委員は公選である。そうして公選された教育委員

員会が監督しているところの社会教育課によってこれらを指導していますから、中立性と自主性を侵されずに、だんだんと健全な発達をしつつあるわけですよ。これが、教育委員が首長の任命制ということになって参りますと、非常に影響が多くなつてきて、中立性、自主性というものは非常に侵される。

現在においても、選挙前になると、相当の影響があるのです。この前も公聴会のとときに私ちよつと伺いましたけれども、大が選挙前になると、首長は社会教育課長を自分の腹心に入れかえるのが、大体常道ですよ。そうして青年団とか婦人団体へのルートを開くわけですよ。こういうのが現実なんです。公選の教育委員会制度においてすらそんなんです。これが任命制になりますと、よりやく自主性と中立性を確保して参りました日本の社会教育というものは、再び戦前、戦時中の画一的な、あるいは中央集権的な、自主性を喪失したところの社会教育に逆戻りするおそれが多分にある。そういう懸念は、あなた方はこの法案を立案されるに当つてはされなかつたのですか。検討されなかつたんじゃないですか。ここに私は重大な問題があると思ふ。先ほど、青年団あるいは婦人団体に各県の予算から知事を通じてどの程度の助成がなされているかということについて、説明員は、そういうことは無いといふことを言われたのですが、これは現状の把握、実態の把握というものが非常に私は甘く、間違つていふと思うのです。文部大臣、いかがでしょう。

○国務大臣(清瀬一郎君) 説明員の説明した通りだと思います。

○矢嶋三義君 その実態把握は間違つ

ているのですからね。実態把握が間違つて、それを基礎にして立案されているのだつたら、そういうところは再検討をされなければ、あなたの方の立案趣旨と反する結果になつてくると思ふのです。

○国務大臣(清瀬一郎君) 間違つておらぬと思ひます。

○矢嶋三義君 まあ、あなたが間違つておらぬといへば、それは重大なる誤りなんです。事実あるのです。

○国務大臣(清瀬一郎君) というのは、あなたがおつしやる……

○矢嶋三義君 それでは次に伺いますが、文部省の予算の中に、婦人学級の助成予算として、昭和三十年度にはなかつたのですが、今年度は四百四十九万八千円予算化されておりますが、これは第十三条違反ではありませんか。私はこういうことを推察し、また承つておるのです。母親と女教師の会、こういうのが全国にはいろいろ起つてきた。そして子供の子供の教育を担当している女教師とそれから子供の母親とが、子供の教育、成長と幸福を念願して、はつきり強く結びついた。その会で扱われていることは、やはり教育を守るといふ立場から、今の政府の文教予算に批判を加える、あるいは文教政策について鋭いところの批判、検討をなす。こういう状況下にある對抗手段として、自民党の政調会でも努力をされているようですが、それに対抗するところの婦人団体を作つていこうという意図は与党側にすでに現われて、実行に移されております。その一つの現われが、いまだかつてない婦人学級への助成金としての約五百万円が予算に計上されてきたわけです。この

婦人学級というのは、明らかに私は社会教育関係団体だと思ふのです。これは私は第十三条違反になると思ふのです。私は、わが国の社会教育関係団体、特に青年団とか婦人団体が、さらにこの運動というものが躍進していかなければならぬということを考えております。しかし、こういう青年団とか婦人団体を一党一派が支配し、特に国家の予算をもつて自分の政党に引きつけようというふうな考え方というものは、少くともその低流があると思ふのです。これは私はゆゆしい事柄だと思ふのです。その考え方と今度の教育委員会法案の教育委員の任命制、あるいは昨日かなり議論されましたけれども、どうもどうも理解できないところの、地方公務員であるところの教育長を政府の責任者文部大臣が承認しなければ任命できないという案、これと相通ずるものがあると思ふのです。これは私は、その中立性と自主性を維持して健全なる社会教育が進展する立場から、かなり懸念される重大問題だと考えますので、伺つてゐるわけです。

○国務大臣(清瀬一郎君) 婦人学級は青年学級とともに、社会教育法第六条によつて、各都道府県の教育委員会または地方の教育委員会の運営にかかるとございまして、私の教育関係団体がやるものではございませぬ。各方面より婦人学級、青年学級の拡大はたいへん要望されておりますので、私も金額が少いのを憂へておるような次第でございませぬ。

○矢嶋三義君 私は、婦人学級が盛んになることがいけないとか何とか言つてゐるのではありません。婦人学級というのは、社会教育関係団体でし

る、そういうものの部類に入るでしよう。それ以外の何に入りますか。

○国務大臣(清瀬一郎君) そうじゃございませぬので、社会教育関係の私の団体ではなくして、教育委員会の設けるところの青年学級と同じ性質のものでございませぬ。

○矢嶋三義君 社会教育法の第六条の都道府県の教育委員会の事務という中に、「青年学級の奨励に關すること。」というのがあるのです。この青年学級の流れというものは戦前、戦時中の青年学校にその源を発しているのです。ところが、この中に婦人学級云々というものは無いのです。だから、青年学級と婦人学級を同一視するといふことは、私は間違ひだと思ふのです。なぜ婦人学級というのをこれに入れな

いのです、第六条に。

○国務大臣(清瀬一郎君) 社会教育法を立案した執筆者のことは私知りませぬけれども、同法の第五条で「青年学級の開設及び運営に關すること。」、それから第七に「講座の開設及び討論會、講習會、講演會、展示會その他の集會の開催並びにこれらの奨励に關すること。」という規定がございまして、婦人学級もまたこの規定の中で運営されるのであります。もし婦人の中で若い婦人があれば青年学級といふことも当りまするが、しかしそれが一般の婦人、青年、壮年にかかわらず開設する場合には、講座の開設といふことでやつておりますので、私の団体が私に開く場合の助成はいたしません。しかし第五及び第六條によりまして教育委員会がおの公けの営みとしてやる場合に補助をいたす、こういうこととございませぬ。

○矢嶋三義君 それでは何ですか、本年度の予算に計上されている婦人学級というものは、これは自治体が正式に公立として設けられた場合に限ると、こういうことなんですか。

○国務大臣(清瀬一郎君) 公共団体の中にあります教育委員会の主催に關するものでございます。私の篤志家が青年学級をやるうといつてなさる場合のことについては、この助成は対象といたしておりません。

○矢嶋三義君 そういふ対象になる婦人学級というのは、どのくらいござい

○説明員(蒲生芳郎君) 大体今婦人学級の数は、数にいたしますと、市町村で設けております数は約一万五千ぐらゐでございまして、しかし補助の対象になりますものは、補助金の額からいたしまして、もつとずつと減ると思ひます。

○矢嶋三義君 これは社会教育法の第十條にいう社会教育関係団体には入りませんか。

○説明員(蒲生芳郎君) これは先ほど大臣も申されましたように、これは団体ではございせんので、あくまでも婦人を――たとえば婦人学級でありますならば、婦人を対象といたします。教養講座、かように解釈いたします。

○矢嶋三義君 まあそういう解釈も一応成り立ちましよう。しかし、私は実質面から、美態の面からこれは把握すべきだと思ひます。そういう立場からすれば、この婦人学級とか婦人団体なんかは明らかに日本の社会教育関係団体の中核をなすものでござい。そういうものを今の政府が支配しよう、その言葉が悪ければ、自分らの政策に協力

するよ様な性格のものに持つていこう、この意図があるところを私は問題にしたいのです。で、現状でもその意図は出てきております。それが今後教育長の文部大臣の承認による任命、それから教育委員が公選をやめて、そして議會の承認を得て市長が任命するといふ形になりますといふと、これは私は社会教育の受ける影響といふものは大きいと思ひます。特に選挙前後となりますと、助成金等の配付を中心として非常にこの中立性と自主性がそこなわれていくであらうといふことは、これはかなり明白な事柄ではないかと考えます。そういう傾向を是正していくに當つては、もしこの法律案が通過した後に、具体的な方策としてどういふ考えを持つておられますか、伺つておきます。

○国務大臣(清瀬一郎君) この法律案のうちには、教育長の任命には、地方教育長については都道府県の教育委員会、都道府県の教育長については文部大臣の承認を要する規定があることは、御承知の通りであります。しかしながら、全体の方針として、この承認の規定があるからといって、またほかの規定で指導助言の規定があるからといって、統一、画一的な教育をやらうとは考えておらず、いわんやこの連絡をもつて一党一派の政策を実行するの具に供しようといふ考えは毛頭ございせん。明らかに申し上げておきます。

○湯山勇君 ちょっと関連してお尋ねしたいのですが、文部省の方で、この二月か三月ごろ、社会教育関係者あるいは青年関係者、指導者をお集めに

なつて、前文部大臣の松村さんを講師

にして会をやられたことはございませ

○説明員(蒲生芳郎君) これは青少年の関係者の会合がございましたときに、松村前文部大臣が御講演をなさつたことがござい。その松村文部大臣は、どういふ資格でお出になりましたか。現在のはつきり清瀬文部大臣という方がおられるのに、前文部大臣を講師としてお呼びになつた。私もつとあの書類を見たのですけれども、たしか講師となつておりました。時間は三十分程度

○湯山勇君 その松村文部大臣は、どういふ資格でお出になりましたか。現在のはつきり清瀬文部大臣という方がおられるのに、前文部大臣を講師としてお呼びになつた。私もつとあの書類を見たのですけれども、たしか講師となつておりました。時間は三十分程度

○説明員(蒲生芳郎君) 前文部大臣は非常にこの青少年教育に御関心が深く、御熱意がございました。そうしてお説きになることが、きわめて公正な立場で、青少年教育のことを常々お説きになつておられました。そこでこの大会のときにも、これは前文部大臣と

かどうとかいふ立場を離れまして、松村先生のお話をお聞きしようといふこととお呼びしたわけでありまして、そのときの話の内容は、要するにこの青少年の、何と申しますか、新しい進み方と申しますか、そういうことについて非常に示唆に富んだお話を伺つたと記憶しております。

○湯山勇君 その内容といふのは、その点が重要だと思ひますが、新しい青年の進み方といふのは、その重点はどこにあるといふように御説明になりましたでしやうか。これはお尋ねすると長くなると思ひますから、資料として出

していただきたいと思ひます。当時の記録があつたと思ひますから、それがら文部大臣にお尋ねいたしま

○矢嶋三義君 その公民館、図書館で扱うものはその中に入るわけなんです、三十三條の適用を受けるわけなんです。

○政府委員(緒方信一君) 教育機関の中にあります。

○矢嶋三義君 青年学級は。

○政府委員(緒方信一君) 青年学級は入りません、この場合には。

○矢嶋三義君 青年団、婦人会は入りませんか、もちろん。

○政府委員(緒方信一君) もちろん入ります。

○矢嶋三義君 さらに詳細な点は逐条審議のところに持つていきまして、さらに伺いたい点は、本年度の文部省の予算の中に、青少年団体活動促進に必要な経費として四千二百三十万計上されております。この予算は昨年度の六千九百二十九万六千円から約二千七百万円ほど減額されておられますが、これはさききの婦人学級と関連して伺つておられますが、どういふ取扱い方をされておられますか。またこんなに大幅に三割も減額されたといふのは、どういふお考えで、特別何かお考えがあつて三割も減額をされたのですか。先ほど青少年団体の活動は非常に大事で、松村文部大臣は特に関心を持つておられるといふようなお話がありましたので、承りたいと思ひます。

○説明員(蒲生芳郎君) 昨年度の団体活動のワケが七千万円ございまして、そのうちで昨年度のやつた事業で本年度はやらぬ事業がございまして、りいたしまして、そういう面の部分が予算が本年度は減つております。本年度の分をいたしましては、昨年やりま

した青少年の教育キャンプであります

○矢嶋三義君 逐条審議のときにさらに伺ひますが、ここで一言承わつておきたいことは、例の三十三條は、自治体が開設する婦人学級あるいは青年学級等にはこれは適用されないものと考

えられますが、適用されるのですかされないので、そのところを明確にお答え願ひたいと思ひます。

○政府委員(緒方信一君) 法律の解釈でございましてから私からお答えいたしますが、ここに申します「学校その他の教育機関」とございまして、婦人学級はこれに入りません。公民館、図書館、かようなものでござい。その公民館、図書館で扱うものはその中に入るわけなんです、三十三條の適用を受けるわけなんです。

○矢嶋三義君 青年学級は。

とか、あるいは青少年向きの巡回文庫の費用でありますとか、それから団体の活動のための講習会でございますとか、そういうものが含まれております。

○矢嶋三義君 私はい、こういうことを質問しているのは、青年団、婦人団の活動が官製化されてはならない、その傾向があるところから、承わっているわけですが、そのいわば不当な支配を受けない自主的な青年団活動、それから婦人会の活動というものをきわめて積極的に推進していかなくちゃならぬと思うんですが、ただこの法的に若干疑義があるのは、先ほどあなたが社会教育法の第十条で社会教育関係団体は青年団等を含むんだ、こう言われましてね、そうすると、予算に青年団団体活動云々というの四千万円ばかりの予算ですね、これが昨年度は七千万円あったのですが、これが四千万円に減らされたのは、こんなところから減額されたのかあとというようになつてお感じを持ましたので、承わったわけですが、これと社会教育法の十条とはどういう関係にお考えになつておられるわけですか。

○説明員(蒲生芳郎君) この十条ないしは十三条のいわゆる社会教育関係団体に對して補助はしてはならない、公金を補助してはならないということでございますが、今の青年団体活動の予算は補助金ではございませぬが、先ほども申しましたように、県の教育委員会が主催でありますところの青年の教育キャンプ事業でありますとか、巡回文庫でありますとか、こういうものに對しまして国が負担をするという経費でございまして、直接そうした団体に對して補助金を与えるという支出の方

法はとっておりません。

○矢嶋三義君 その説明並びに予算の編成方針は了解します。しかし、ここに文部大臣に重ねて伺ひますが、この都道府県教育委員会の教育長の任命に當つて文部大臣の承認を必要とするというところ、それから市町村の教育委員会の教育長が任命されるに當つては都道府県教育委員会の承認を要するこの点は、提議者であるあなたの方から修正されるか、また具体的に手党を通じて修正される御意図はございませぬか。私はどうしてもその必要があると思ひます。御所見を承わりたいと思ひます。

○國務大臣(清瀬一郎君) これは運用については、過日以來皆様の貴重な御意見はよく参考にいたしてございまして、この法案自身を修正するといふ考へは私は持つておりません。党の委員の方に、また他の方々の御意見は別であります。私は御意見を拝聴いたしまして、この修正の必要はまだ感じておりません。

○矢嶋三義君 政府はすいぶん慎重な立場で立法作業をやられて法案を国会に出されると思ひますが、しかし審議している間に若干の過誤を發見した場合には、私はすなおに再考されてしかるべきではないかと思ひます。今私は社会教育の立場から伺つたわけですが、今の教育長の問題とそれから教育委員の任命制の問題ですね、ここで再びいわゆる森戸構想といふものが出てきますが、少くとも審議の経過からいって、提案者であるあなたは心静かに考へられて、私は教育委員の任命制は森戸構想のあの線まで今は下つておられるのじゃないか、かようなお考えをひ

そかに持つておられるのじゃないか、かように私は考へるのですが、あえて伺ひましよう。もしそうしなければ、教育委員を原案の通り任命制の形に持つていき、それから教育長の任命を承認という形をとつておれば、今の社会教育には若干官製的な画一的なものが出てきてゐるのですが、また手党の方からしかられるかも知れませんが、手党としてはこれをさういふ手党びきに持つていこうといふ手党びきに意図するもの、最近相当はつきり出てきてゐると思ひます。それだけに、私は社会教育の自主性と中立性を堅持するためには、少くとも今申しました二点といふものはどうしても改めなければ、今後のわが国の社会教育に非常に懸念される面がある、かように私は判断せざるを得ないのであります。が、あまり面子なんかにとらわれずに、日本の社会教育の健全なる発展を祈念する立場から、私は再考されてしかるべきではないかと思ひます。ですが、いかがでございませうか、お伺ひいたします。

○國務大臣(清瀬一郎君) 過日以來の議事は、多く私に対する質問でありました。しかしながら、質問の前提としての御意見も、すなおに私は拝聴しております。ますます日本の国の教育の全体的關係を保つためには、あれだけのことは大へん必要なこと、その信念は少しも動きません。しかし教育全般についてのことだけではなく、ほかのことについても、法律の運営について皆さんの御意見は大へんりつばな参考で、私はこれに敬意を表するのであります。が、あの機構といふものはやはり私の信念では正しいものだ、それか

らしてよく運営されるならば国のために非常になる、こういう信念は微動だにいたしません。

○湯山勇君 そこで今の矢嶋委員の質問と関連いたしまして、昨日、教育長承認の条件として、大臣はその教育長についていろいろ調査をするといふことをおつしやいました。その調査内容についてはまだ御説明をいただいておりません。その御説明をいただきたい点が第一点。

第二点は、教育長を大臣が承認するといふ手続だけで、全国の教育水準をそろえていくといふことができないかどうかな。これにもやはり具体的なものがなければ、果して承認するといふことだけでもつてレベルを整つてくるということには、直ちに納得できないものがあります。もつと端的に言へば、ちやうど風が吹けば桶屋さんがもうかるというのに近いような、いづいぶんその間にはたくさん条件が入らなければ、教育長を承認したことがよつて全国の教育のレベルがそろつてくる、こういうことにはならないのじゃないかと思ひますので、その間に介在するいろいろな条件を、こういうふうになつてこつたつてくるのだから、全国のレベルはそろつてくるのだ、こういう二点について、大臣から納得のいくような御説明を願ひたいと思ひます。

○國務大臣(清瀬一郎君) お話の前段のことは、昨日も繰り返して申し通りであります。ひとりこの承認のみならず、現在も大学の学長その他の任命は承認をしております。教授会できめたものを、ほとんど毎日参りますのを承認しております。その他のことにおいて

も、大臣が承認すべき仕事は多々あります。けれど、どんな仕事でも、承認という以上は、文部省の責任でこれは一応いいと認めた上で承認するのでありますから、各ケース・バイ・ケースでやることであつて、承認をするけれども一切めぐらしたというところを、ここで明言するわけには参りません。どういふ程度、どういふ手続といふことは、もうその承認する人のところでできることとあります。しかし、きのうからの御心配で、非常にせんざくして、何か警察の機関でも使つて、またスパイでも使つてやるといつた、そういうふうな帝政ロシアのやつたようなことは、りつぱな紳士に向つてすべきことと考へてはおりませんので、一般の行政事務の執行と同じようにお考えを願ひたい。

それから水準のこと、この承認一つで日本の教育の水準が保てるということには考へておりません。そんな暴想を抱いておりませんが、しかしながら、やはり各都道府県の教育長を一応文部省へ持つてきてもらひ、拜見するといつたようなことは、やはり水準を維持する上において寄与することはなはだ大と、こう思つてゐるのであります。ほんとうの水準の維持は、それからの実際の行政運営のこととあります。

○湯山勇君 どうもわかりかねるわけですが、やはりわからなからぬから、繰り返してお尋ねしなければならぬと思ひます。それは今おつしやつたように、教育長については警察を使うとか、スパイを使うとか、これはまあもちろんやるべきことではないと思ひます。しかし、それ以外に、教育委員会

でいろいろその教育長について検討し

○国務大臣(清瀬一郎君) 承認をする場合の手続でございます、これはその件々、ケース、ケースによるので、ほかの文部省その他行政庁における承認その他の行政行為をする場合と同じこととあります。承認する以上は、承認したものの責任があるのです。責任を尽すためにはやはり一応の考慮、調査は

するなと言ったのではないので、国のためにいいことをお互いにしようと思っているのですが、今まで都道府県の教育長選任に当って、紹介してほしいとか、あるいはあつせんしてほしい

恐縮ですけれども、ちよつと一、二点、今の西委員の御質問に関連してお伺

的の事件によるよりいたし方ないじゃ
ございますまいか。そのあやまちの様

は取り消しはできないと思うのです、行政上は……。もつとも行政法でも、私法でも、私がその時分に心神でも喪失しておつて無効というのなら、これは別ですけれども、当りまえの正常の意思をもつてやつた時分には、文部省から命じて前の承認を取り消しはできない。しかしながら、世の中のことはいろいろ扱いもあることでありますから、地方と協議して何とかその結果を除かなければならぬというようなことは、百年に一ぺんあることもなかろうと思ひますけれども、世の中にある得ないということはありませんわね。実に思ひもよらんことがあるもの

ですから、偽名で、人違いで、とつても悪いやつだったというところもあり得るのですね、小説みたいな話ですけれども。一々のことで違いますが、今それを一律に、役に立つようなお答えをする力は、私はございません。

○秋山長造君　じゃ、この法律の建前としては、一旦承認したものをまた取り消すというふうなことは、これはもう予想しておられないわけですね。

○国務大臣(清瀬一郎君)　それは予想いたしておりません。

○秋山長造君　それからこの法律の条文から考えますと、予想してもおられないが、同時にまた、承認を取り消すというふうなことも、法律上しようとしてできないわけですね。その点もはつきりしておる。承認を取り消すということはできない、法律で。(声を出さなければ記録に残らん)と呼ぶ者あり。

○国務大臣(清瀬一郎君)　は、正常な意思状態で文部大臣が承認したものを、文部省の都合で取り消すことはできません。またいたしません。

○湯山勇君　今の点でなおお尋ねしたいのは、清瀬文部大臣が承認した教育長についての責任は、清瀬文部大臣がおかわりになつても、次の文部大臣がこれを継承するということになるのをごさいますか。

○国務大臣(清瀬一郎君)　その通りでございます。

○国務大臣(清瀬一郎君)　必ずしもそうとも考えておりません。またそうでないとも考えておりません。それもあるケース、ケースのことであります。

○委員長(加賀山之雄君)　ちよつと速記をとめて。

○委員長(加賀山之雄君)　速記を始めて。

○矢嶋三義君　きょう私は社会教育の立場から伺つたのでありますが、私は社会教育の重大性というものをよく感じておるものです。そしてこの社会教育に携わる社会教育課の教育に関する考え方、感覚というものを、私は学校教育以上に非常に関心を私にしております。ちよつと文部省の社会教育局の方がおいでになつたから、この法律と直接関係ないのですが、社会教育の重大性と社会教育課の感覚という立場から、この際聞いておきたいと思つておる。

それは、四月三日に義宮様が長崎に旅行されましたので、そのときに、あそこ社会教育課で所管している国際文化会館というものがあつて、そこに原爆症ケロイドの模型が陳列されてあるのです。それを、義宮様がおいでになつた場合に、随ってお見せしなかつたというところが云々されているのです。

私は長崎で原爆を受けた一人なんです。が、そういう義宮様がおいでになつたときにそれを随とお見せしない、こういう社会教育課の感覚というものは、私はずれておるんじゃないかと思つておる。きょう私は社会教育の仕事を承りましたので、若い文部省の社会教育担当のあなたに、どういふお考えを持っておられるか、もし今後指導

と助言を求められたら、どういふ指導と助言をされようとするのか、私はこの際承わつておきたいと思つておる。これはささいな問題のようで、私は決してそうではないと思つておる。ことに社会教育というものは、それに携わつておる教育課の役人の感覚というものが、私は非常に今後の日本の社会教育のあり方に影響が大きいと思つておる。で、伺つておきます。

○説明員(蒲生芳郎君)　ただいまの長崎での義宮様の国際文化会館においでになつたときの事情は、初めて私今承りますので、具体的に存じておりませんけれども、それが社会教育課の方でそういうことをいたしましたのかどうか、その辺のこともわかりませんが、もし必要がございますれば、これをよく問い合わせました上で、また見解を述べたいと思つておる。(「原爆のことを知らぬ」といふ、そんな長談ではだめじゃないか」と呼ぶ者あり)

○矢嶋三義君　今こちらからあなたは詰問されておるうちに、あれほど大きく報ぜられたことを社会教育課の行政官が知らないといふことは、私はおかしいと思つておる。この前、銀座における原爆展で、天皇陛下に長崎の原爆の悲惨なお写真を御覧せなかつたというところがあつた。少くとも文部省の社会教育課に席を置いて、しかも説明員として局長にかつてこの立法院の委員会においでになつたあなたに、そういう記事が目にとまつていないといふことはないはずだと思つておる。もしそれが真実だとすれば、あなたはそ意慢さを感じられておる。秋明の余地がないと思つておる。

まあそれはそれとして、これは判断がつくことだと思つておる。そういふ悲慘な原爆の写真とか、原爆ケロイドの模型というものを、たとえば義宮様にお見せした方がよいのか、それともそれをお見せしてお見せしない方が適当でしょうか、あなたの感覚ではどういふふうに御判断なされますか、それをお答え下さい。

○説明員(蒲生芳郎君)　それをお見せすることによつて特に非常に義宮様が、何と申しますか、不愉快な念を起されるというふうなことで、取り除いたならば、これは別でございますけれども、私はそういうものを特に御覧して見せないようにする必要はないじゃないか、かように私個人的には考へます。

○矢嶋三義君　あなたの答弁はそれでよろしいと思つておる。

文部大臣に伺いますが、あの理由は、非常にどぎついお感じを与えるから隠したというわけですね。ところが、長崎の文化会館にある模型というものは、小学校の生徒でも全部旅行に来て見ておるのです。むしろ私は義宮様はそういうものを見たいのじゃないかと思つておる。それらを隠すといふのは、旧憲法下における役人の感覚だと思つておる。大臣はどういふ御見解を持っておられますか。

○国務大臣(清瀬一郎君)　あなたと同様に考へております。他の委員会でもこの問題が出ましたので、私はその通り答へておきました。それから先刻説明員が申したのは、もう少し正確なことという意味で初めに申したのでありまして、あの新聞の通りだとすれば、今お聞きの通り、説明員も私もあなたと同意見であります。

○委員長(加賀山之雄君)　ほかに御質疑ございませんか。

○委員長(加賀山之雄君)　ほかに御質疑は本日この程度として、十七日の委員会に報告いたしました通り、ただいままで付託されておる二法案に関する諸願の趣旨について、報告を聴取することにいたします。

○湯山勇君　これは文部大臣におつていただかなければ、文部大臣に聞かすためにこれをやるのですから、ちよつと失念しておりました。

○委員長(加賀山之雄君)　ちよつと速記をとめて。

午後零時四十九分速記中止

午後一時速記開始

○委員長(加賀山之雄君)　速記をつけこの程度にしておきまして、本日の委員会を終了いたします。

午後一時一分散会

第六部　文教委員会会議録第三十号

昭和三十一年五月十九日

【参議院】

一三

昭和三十一年五月二十三日印刷

昭和三十一年五月二十四日發行

參議院事務局

印刷者 大藏省印刷局